

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。）第5条の規定により公告する。

令和3年12月9日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 「2022年 福島県立医科大学『県民健康調査』国際シンポジウム開催」に係る運営等業務委託 一式
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 契約細則第3条第1項各号（別記1）の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去1年間の間、公共機関（本学、国、地方公共団体及び国立・地方公共団体立の機関）において、指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 過去5年間の間、当該業務と類似する同等規模の業務を行った実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式1）に関係書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格は得られない場合がある。

- (1) 提出期間 令和3年12月9日(木)から12月16日(木)までの8時30分から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
郵送による場合は、令和3年12月16日(木)17時必着とする。
- (2) 提出場所 〒960-1295 福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター
広報・国際連携室 電話番号：024-581-5454

4 契約条項等

- (1) 契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
3の(2)に掲げる場所に同じ。

なお、福島県立医科大学ホームページにも掲載する。

- (2) 仕様書等に対する質問及び回答

- ① 受付期間 令和3年12月9日(木)から令和3年12月16日(木)
- ② 受付方法 「入札仕様書等に関する質問書」（様式7）により直接持参、下記記載番号あてのファクシミリまたはアドレスあての電子メールのいずれかの方法で提出すること。これ以外の方法による質問には対応しない。

- ③ 受付場所 3の(2)に掲げる場所に同じ。
ファクシミリ：024-581-5457
電子メール：kenkani@fmu.ac.jp
- ④ 回答予定日 令和3年12月22日(水)
- ⑤ 回答方法 福島県立医科大学ホームページに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、契約細則第9条各号(別記2)に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約細則第39条第1項ただし書(別記3)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 令和3年12月24日(金) 11時00分から

(2) 場所 福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学

附属病院北外来棟2階 カンファランス2

(3) 郵便による入札及び入札日時前に入札書提出による入札は認めない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した者のした入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

別記 1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（競争に参加させないことができる者）

第 3 条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2 年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6）前各号の一に該当する事実があった後、2 年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

別記 2

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（入札保証金の免除）

第 9 条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- （1）競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2）第 4 条に規定する資格を有する者が過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

別記 3

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（契約保証金）

第 39 条 契約を結ぶ者をして、契約金額の 100 分の 5 以上（工事等の請負契約にあっては 100 分の 10 以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| （1）福島県債券 | 額面全額 |
| （2）国債券 | 額面全額の 10 分の 8 |
| （3）地方債券（福島県債券を除く） | 額面全額の 10 分の 8 |
| （4）理事長が確実であると認める社債 | 時価の 10 分の 8 |